

## 令和6年度 財政援助団体等監査結果報告書

### 第1 監査の概要

- |   |              |   |
|---|--------------|---|
| 1 | <b>監査の種類</b> | 地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査   |
| 2 | <b>監査の対象</b> | 団体 公益社団法人 羽村市シルバー人材センター<br>所管課 福祉健康部高齢福祉介護課   |
| 3 | <b>監査の範囲</b> | 令和4年度・5年度に交付された助成金に係る出納、その他の事務の執行状況   |
| 4 | <b>監査の期間</b> | 令和6年11月1日(金)から11月29日(金)まで<br>(説明聴取日 令和6年11月28日(木))  |
| 5 | <b>監査の主眼</b> | <b>【所管課】</b><br>(1) 財政援助等の事業は、法令、例規、予算等に適合しているか。<br>(2) 助成金等の支出手続は、例規等に従い行われているか。<br>(3) 団体への指導監督は、特に財務上のリスクを重点にして適切に行われているか。<br><b>【財政援助団体等】</b><br>(1) 助成事業等は目的、計画、交付条件に沿って適正に執行されているか。<br>(2) 助成金の管理運用、会計処理及び財産の管理は適正に行われているか。<br>(3) 出納関係諸帳簿の整備は適正に行われているか。<br>(4) 財務上のリスクを識別し、そのリスクを防止・回避するための対策等が講じられているか。また、適宜、適切に見直しが行われているか。 |
| 6 | <b>監査の方法</b> | 監査にあたっては、「5 監査の主眼」を主な観点として、書類審査、質問調査等、通常実施すべき監査手続により実施した。   |

## 第2 監査の結果

### 1 団体の概要

- (1) 名 称 公益社団法人 羽村市シルバー人材センター
- (2) 所 在 地 羽村市羽東二丁目3番1号
- (3) 設 立 昭和56年4月15日 羽村町高齢者事業団として設立
- (4) 沿革(抜粋) 昭和57年11月1日 社団法人 シルバー人材センター羽村町高齢者事業団として法人格を取得
- 平成2年7月2日 社団法人 羽村町シルバー人材センターに名称変更
- 平成3年11月1日 社団法人 羽村市シルバー人材センターに名称変更  
(平成3年11月1日 市制施行のため)
- 平成23年4月1日 公益法人制度改革に伴い、公益社団法人 羽村市  
シルバー人材センターに名称変更

- (5) 目 的 公益社団法人 羽村市シルバー人材センター(以下「センター」という。)は、社会参加の意欲のある健康な高齢者に対し、地域社会と連携を保ちながら、その希望、知識及び経験に応じた就業並びに社会奉仕等の活動機会を確保し、生活感の充実及び福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

- (6) 事業内容 ①臨時的就業、またはその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者のための就業機会の確保及び提供
- ②高齢者に対し、就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を実施
- ③社会奉仕活動等を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業
- ④前述の目的を達成するための調査研究、相談及び事業の企画運営
- ⑤その他センターの目的を達成するために必要な事業

- (7) 組 織 ①会 員 601人〔男性383人・女性218人〕【令和6年10月31日現在】  
※会員数(各年度末)の推移は以下のとおり

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
男性	429人	400人	389人	375人	368人
女性	235人	223人	210人	214人	215人
計	664人	623人	599人	589人	583人

- ②役員構成 17人〔会長、副会長、常務理事、理事12人、監事2人〕  
【令和6年9月30日現在】

- ③職 員 8人〔事務局長(常務理事兼務)、次長2人、主任2人、  
臨時職員3人〕【令和6年9月30日現在】

## 2 財政援助の状況

### (1) 令和4年度・5年度の助成金の内容及び交付状況

【第1表】

名 称	公益社団法人 羽村市シルバー人材センター運営費助成金		
根 拠	①羽村市補助金等交付規則 ②公益社団法人 羽村市シルバー人材センター運営費助成要綱		
交付対象経費	①人件費（職員基本給・諸手当、法定福利費、健康診断費など） ②管理運営費・事業費（臨時雇賃金、賃借料、委託費、光熱水費、通信運搬費など）		
交 付 年 度	令和4年度分	令和5年度分	
交 付 申 請 日	令和4年4月1日	令和5年4月1日	
交 付 決 定 日	令和4年4月1日	令和5年4月1日	
交 付 決 定 額	34,829,000 円	36,290,000 円	
交 付 状 況	第 1 回	6,693,000 円（令和4年5月16日）	6,824,000 円（令和5年5月12日）
	第 2 回	12,842,000 円（令和4年6月15日）	13,403,000 円（令和5年6月12日）
	第 3 回	9,491,000 円（令和4年10月20日）	9,990,000 円（令和5年10月13日）
	第 4 回	5,803,000 円（令和5年1月17日）	6,073,000 円（令和6年1月22日）
助成事業完了年月日	令和5年3月31日	令和6年3月31日	
精算書提出日	令和5年4月28日	令和6年4月24日	
精算金返還日			
助成事業等の収支実績	収入総額	34,829,000 円	収入総額 36,290,000 円
	支出総額	34,829,000 円	支出総額 36,290,000 円
	差 引	0 円	差 引 0 円
精算返還額			

公益社団法人 羽村市シルバー人材センター運営費助成金は、その要綱に定めた「高齢者に社会参加の機会を与え、それぞれ生きがいのある生活と福祉の増進に寄与することを目的とする。」に則り、羽村市補助金等交付規則に基づいて、市の予算の範囲内により、運営費の一部を助成しているものであり、その状況などは第1表のとおりである。

令和4年度の助成金は、交付決定額の34,829,000円が5・6・10・1月の4回に分けて交付されたが、令和5年4月28日にセンターより提出された精算書における助成金支出総額（必要額）は交付決定額と同額であった。

また、令和5年度についても交付決定額の36,290,000円が令和4年度と同様に同時期の4回に分けて交付されたが、令和6年4月24日にセンターより提出された精算書における助成金支出総額（必要額）は交付決定額と同額であった。

なお、助成事業に対する所管課の指導・監督は、交付申請及び実績報告の際に内容審査や打合せを実施しており、概ね適正に行われているものと認められる。

### 3 事業実績

#### (1) 助成金の執行状況

【第2表】

(単位:円)

区 分	令和4年度		令和5年度		内 容
	助成金額	支出金額	助成金額	支出金額	
人件費	34,078,305	34,078,305	36,030,189	36,030,189	職員基本給(事務局長、職員4人)、 諸手当、法定福利費など
管理運営費・事業費	750,695	750,695	259,811	259,811	臨時雇賃金
合 計	34,829,000	34,829,000	36,290,000	36,290,000	

令和4年度・5年度の助成金の執行状況は第2表のとおりであり、概ね予定どおりに執行されている。

#### (2) 事業の実施状況

##### ①受託事業(請負)の状況

【第3表】

区 分	令和4年度			令和5年度		
	実績		対前年度比	実績		対前年度比
受託件数	公 共	558 件	計 214 件 (5.2%)	公 共	550 件	計 6 件 (0.1%)
	民 間	3,783 件		民 間	3,797 件	
	計	4,341 件		計	4,347 件	
就業実人員	475 人		3 人 (0.6%)	478 人		3 人 (0.6%)
就業率	80.6%		1.8ポイント	82.0%		1.4ポイント
就業延実人員	16,080 人		223 人 (1.4%)	16,560 人		480 人 (3.0%)
就業延日人員	63,728 人		△126 人 (△0.2%)	64,350 人		622 人 (1.0%)
契約金	公 共	93,639,490 円	計 2,364,692 円 (1.1%)	公 共	81,149,951 円	計 △624,198 円 (△0.3%)
	民 間	119,126,997 円		民 間	130,992,338 円	
	計	212,766,487 円		計	212,142,289 円	
会員配分金	195,676,697 円		2,050,008 円 (1.1%)	193,915,309 円		△1,761,388 円 (△0.9%)

②労働者派遣事業の状況

【第4表】

区 分	令和4年度			令和5年度		
	実績		対前年度比	実績		対前年度比
受託件数	公 共	2 件	1 件 (20.0%)	公 共	1 件	△4 件 (△66.7%)
	民 間	4 件		民 間	1 件	
	計	6 件		計	2 件	
就業実人員	50 人		11 人 (28.2%)	27 人		△23 人 (△46.0%)
就業率	8.5%		2.0 ポイント	4.6%		△3.9 ポイント
就業延実人員	363 人		△25 人 (△6.4%)	249 人		△114 人 (△31.4%)
就業延日人員	3,627 人		△551 人 (△13.2%)	2,534 人		△1,093 人 (△30.1%)
契約金	公 共	26,902,818 円	計 △3,792,067 円 (△10.9%)	公 共	24,683,465 円	計 △6,108,116 円 (△19.7%)
	民 間	4,175,120 円		民 間	286,357 円	
	計	31,077,938 円		計	24,969,822 円	
賃 金	24,892,055 円		△2,230,960 円 (△8.2%)	18,923,542 円		△5,968,513 円 (△24.0%)

※労働者派遣事業とは、派遣元事業主が自己の雇用する労働者を、派遣先の指揮命令を受けて、この派遣先のために労働に従事させることを業として行うこと。  
(厚生労働省・都道府県労働局「労働者派遣・請負を適正に行うためのガイド」より引用)

③就業機会の確保及び提供【抜粋】

- ア 就業開拓員の配置 就業開拓員 1 名の配置
- イ 就業開拓委員会の開催 多様な働き方に対応した就業先の確保と事業の拡大について検討  
(年 3～4 回)
- ウ 新規受注先の就業開拓 保育園の入園準備品作成請負 PR・空き家管理サービス PR の実施
- エ 会員専用ページの運用 パソコン・スマートフォンを通じた会員への情報提供
- オ リサイクルショップの運営 リサイクルセンター内及びインターネット（㈱ジモティーが運営する地域の情報掲示板）によるリサイクル品の販売

④研修会・講習会の実施、または参加【抜粋】

- ア センター主催 新入会員研修、清掃研修、ビジネスマナー研修、植木剪定研修、熱中症予防講習会、転倒予防講習会、自転車の交通安全講習会
- イ 東京都第 6 ブロック主催 安全就業研修会、三役研修
- ウ 東京しごと財団主催 新任理事研修、役員研修、各種職員研修、新任安全管理委員勉強会、就業支援講習、職域拡大技能講習、福祉・家事援助サービス事業研修、安全大会

⑤生きがいの充実及び社会参加の推進

ア 市内清掃ボランティア活動

a 令和4年度 6月9日/参加者133人、10月20日/参加者128人

b 令和5年度 6月16日/参加者106人、10月20日/参加者103人

イ 市内小学校通学児童見守りボランティア活動 (5校/週1~5回)

a 令和4年度 1班/実人員17人・延人員332人、2班/実人員11人・延人員216人、  
3班/実人員2人・延人員68人、4班/実人員12人・延人員811人、  
5班/実人員12人・延人員140人、6班/実人員8人・延人員144人

b 令和5年度 1班/実人員18人・延人員367人、2班/実人員12人・延人員277人、  
3班/実人員2人・延人員72人、4班/実人員13人・延人員875人、  
5班/実人員12人・延人員152人、6班/実人員7人・延人員115人

ウ 市の事業等へのボランティア協力 放課後子ども教室へのボランティア登録

#### 4 総 括

監査を行った結果、センターにおける助成金の管理運用、会計経理及び関連する事務事業、また所管課における助成金に係る出納並びにその他の事務は、関係法令に基づき、概ね適正に執行されているものと認められる。

なお、監査における個別の意見などは以下のとおりであり、事務処理上、留意すべき事項については意見・要望として、また指摘事項も併せて掲載する。

##### ○運営費助成要綱について

センターに対する運営費助成金は、「公益社団法人羽村市シルバー人材センター運営費助成要綱」に基づき交付されている。要綱第2条において、助成金の交付対象は「東京都シルバー人材センター事業実施要綱」の規定により行う事業の事業費、管理費及びその他市長が認めた費用と規定しているのみであり、対象経費区分や助成金の算出方法などの詳細な規定に欠けている。また、「東京都シルバー人材センター事業補助金交付要綱」においては、対象経費の区分や補助対象となる経費について、市要綱で規定された経費と規定していることから、市要綱においてもより詳細に規定することを積極的に検討されるよう求む。

##### ○前回の指摘・改善事項について

平成30年に実施した前回監査の際に、現金の管理について適正な管理を求めたが、今回の監査では、現金は常時金庫で保管されており、運用が改善されていたことを確認できた。

また、通帳・カード・届出印の管理についても施錠できる場所で適正に管理されており、残高の確認についても日々行われていることを確認した。

##### ○今後に向けて

シルバー人材センターは、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、区市町村の区域ごと1つずつ設置されている高齢者の自主的な団体で、臨時的・短期的または軽易な業務を、請負・委任の形式で行う公益法人であり、超高齢社会におけるわが国の高齢者の重要な活動拠点の場である。

羽村市シルバー人材センターでは、高齢者の就業機会の確保や提供のみに留まらず、社会奉仕活動等を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るためにさまざまな事業を展開している。また、全国のシルバー人材センターだよりで紹介されるほどサークル活動が盛んであり、スマートフォン教室やフレイル予防体操教室の開催などは時代のニーズにあわせた活動内容であり、フレイル予防体操教室は健康寿命延伸にも効果的である。

羽村市における令和4年度末の加入率（60歳以上人口に対する会員の割合）は、3.3%となっており、東京都の平均加入率2.1%と比べても高く、都内49市区の中では3位となっている。一方で、会員数が伸び悩んでいる現状があり、その要因の一つとして定年延長や再雇用制度の見直しの影響が考えられる。

高齢者の持つ豊富な知識や人生経験は、いわば「地域の財産」であり、人口減少が予測されるなか、高齢者は今後の活力ある地域づくりにおける重要な担い手であると考えられる。今後、センターは、地域に根差した身近な存在であるという強みを生かして、子育て世代や高齢者の生活支援サービス、空き家管理サービスなど、地域課題の解決につながる取組を行うことで活躍の場を広げることが重要である。第3次中期計画（令和6年3月策定）で定めた将来像「高齢者が輝く魅力あるシルバー人材センター」の実現に向けて、計画を着実に実行し、地域社会の維持・発展に向けたさらなる貢献を期待したい。